

公立放課後児童クラブ有料化にかかるQ&A

No.	質問	回答
1	一時利用する場合、納付書はいつ送付されますか。	一時利用承認決定通知書を送付する際に同封する予定としています。
2	来年度の保護者会費の金額は変更になりますか。	保護者会費については、市で決めているものではなく各保護者会で決めているため、来年度の会費の額については、保護者会に確認をお願いします。
3	平日のみの利用中に、夏季休業日（夏休み）も利用したいという追加変更は可能ですか。	変更は可能です。ただし、変更申込があった時点で定員を超えている場合には、ご利用できない場合がありますのでご注意ください。
4	平日のみの利用中に、急遽、土曜日に1日だけ利用したい日があった場合は、土曜日の利用区分を申込みなければいけないのですか。	一時利用による利用方法もあります。ただし、1日の受入定員数を超えた場合は、ご利用できない場合がありますのでご注意ください。
5	土曜日の利用区分を申込みますが、月に1～2回だけ不定期に利用したいです。この場合の利用料はいくらになりますか。	利用日数に関わらず、土曜日の利用料は月1,200円となります。
6	兄弟で全ての利用区分を選択し利用した場合、二人目は全ての利用区分の金額が半額になるのですか。	そのとおりです。
7	児童館の自由来館は、午後5時まで利用できますか。	小学生が自由来館を利用する場合は、安全に帰宅できるよう4月から9月は午後4時30分まで、10月から3月は午後4時までとなります。また、保護者の方がお迎えに来る場合でも利用時間は前述と同様になります。
8	利用料は何に使われるのですか。	ご負担いただいた利用料は、放課後児童クラブの運営費に充てさせていただきます。運営費の内訳としましては、令和4年度決算額2億2,442万円のうち、放課後児童指導員の人件費（正職員除く）が2億232万円、機械警備や空調設備点検、送迎業務といった委託料が1,208万円、その他、光熱水費や電話料、燃料費等の費用が1,002万円となっております。
9	利用区分の変更申請（追加・取り下げ）については、何日前までに行えばよいのですか。	変更申請は、利用区分を変更したい月の前月20日までにお願いいたします。

No.	質問	回答
10	利用料には、これまで保護者が準備していた物品代（のり、セロハンテープ、おりがみ等）も含まれますか。	児童クラブ利用時にお子さんが個人で使用される物品代（のり、セロハンテープ、おりがみ等）は、利用料に含まれておりません。これまでと同様に保護者の方がご用意いただきますようお願いいたします。